

全都清ニュース

平成 22 年度 第 5 号

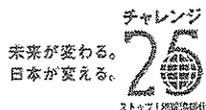
環境省の平成23年度廃棄物・リサイクル対策関係予算概算要求の概要が公表されましたのでお知らせいたします。詳細は、次ページ以降をご覧ください。

◆詳細目次

平成 23 年度廃棄物・リサイクル対策関係予算概算要求の概要	1
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部関係	1
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課関係	7

平成22年9月

社団法人 全国都市清掃会議



平成23年度 廃棄物・リサイクル対策関係予算概算要求の概要

平成22年8月
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

○日本とアジアの安定した成長を支える循環型社会実現に向けた取組

○安全・安心な生活を実現するための取組

1. 世界に通用する静脈産業の育成

循環型社会づくりを通じて日本経済の成長につなげるため、世界に通用する静脈産業メジャーの育成とその海外展開を支援するとともに、アジア3R推進フォーラム等を活用した国際的な循環型社会の構築を戦略的に展開する。また、廃棄物輸入の円滑化を通じた新たなビジネスの創出と、アジア地域循環への貢献を同時に実現する。さらに、リユース事業等の3R活動による環境負荷低減効果の見える化の推進、次世代廃棄物処理技術の研究の推進等により、国内静脈産業ビジネスの基盤強化を図る。

2. 地域における循環資源の高度利用等

地域における低炭素社会づくりに貢献するため、廃棄物処理施設で発生する熱を高効率で回収する施設の整備や廃棄物系バイオマスの利活用を推進する等、廃棄物・リサイクル分野における温暖化対策を強化する。また、中長期の循環型社会づくりに向けて2030年の物質循環のグランドデザインを提示するとともに、地域循環圏の発展のための戦略を策定する。

3. 安全・安心な廃棄物処理・リサイクルの推進

人の健康や生活環境に深刻な悪影響を及ぼすおそれのあるPCB廃棄物、アスベスト廃棄物を始めとした有害廃棄物等の適正かつ安全な処理を推進する。また、不法投棄等の残存事案への着実な対応を図る。

4. 単独処理浄化槽の転換など浄化槽の更なる整備の推進

2千万人に及ぶ污水处理施設の未普及人口を解消するため、浄化槽整備の推進、特に単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、民間活用による新たな浄化槽整備・管理のあり方を検討する。また、日本のし尿処理システムの国際的普及を図る。

(注) 3R (スリーアール)

- ・リデュース (Reduce : 廃棄物の発生抑制)
- ・リユース (Reuse : 再使用)
- ・リサイクル (Recycle : 再生利用)

1. 世界に通用する静脈産業の育成

(1) 静脈産業メジャーの海外展開等

[2,762]

- 日系静脈産業メジャーの育成・海外展開促進事業<特別枠> 1,300(0)
～廃棄物処理・リサイクルシステムをパッケージとして海外展開～

※上段〔 〕書は、環境研究総合推進費の中で要望している「静脈産業の海外展開に資する技術開発」
(1,462百万円)を加えた額。

急速な経済発展の一方で、廃棄物の適正処理・3Rが進んでいないアジア圏途上国をターゲットとして、政府、自治体、事業者等が相互に連携しながら、廃棄物処理・リサイクルシステムをパッケージ化して海外展開することを支援し、先行企業グループによる我が国静脈産業の海外事業化の実績づくりを進めるとともに、途上国でも利用可能な技術の開発を行う。さらに、先行事例に続く、静脈産業の海外展開を進めるため、次世代静脈産業メジャーの育成を支援する。

- アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業 172(152)

我が国の知見・技術を活用して、アジア、さらに世界的な3Rの実行を推進するため、3R推進国際協力プランを立案し、その実施を図るとともに、特にアジアにおける3R推進のための体制整備や情報共有を始めとする国際協力の取組を展開する。

- 廃棄物等の越境移動に係る国際的環境問題対策費 72(73)

廃棄物等の輸出入管理における我が国の国際的責任を果たすため、事業者等に対する国内外規制の周知徹底や不正輸出防止対策の強化等を行うとともに、アジア圏における資源循環の重要性を踏まえた今後の廃棄物輸入の展開方策の検討を行う。

(2) 国内静脈産業ビジネスの基盤強化

- 循環型社会づくりビジネス支援事業 251(220)

民間事業者単独の取組では、必要とする循環資源を回収・再利用するシステムを組むことが困難だったり、経済性や技術面での市場ニーズの検証が十分できないなどの理由で、事業化に至らない循環利用について、その事業化に向けた実証支援を行うことにより、新たな循環ビジネスの確立と、国内の他の事業者への普及を通じた循環ビジネス全体の底上げを図る。

- 産業廃棄物処理業経営基盤安定化・振興対策検討費 33(34)

景気後退の影響が懸念される産業廃棄物処理業の健全な育成を図るため、産業廃棄物処理事業者の経営多角化による経営基盤の安定化、温暖化対策に取り組む業者の振興について検討を実施する。

○リデュース・リユースを重視した3R強化・促進プログラム「見える化」推進費 51(36)

3R行動による環境負荷削減効果を「見える化」するための手法等を開発し、広く国民に3R行動の効果を「見える化」することにより、国民の3R行動を促し、環境負荷削減と経済成長を両立させたより質の高い循環型社会の形成を図る。

○環境研究総合研究費（競争的資金）（内数） 9,769(7,007)
※総合環境政策局予算に計上

途上国でも利用可能な、焼却施設における熱利用の推進、ごみ収集から処分までのトータルの温室効果ガス排出量の最小化、ごみ処理システムの低コスト化・高度化のための技術開発により、地球規模の環境保全に貢献する。

2. 地域における循環資源の高度利用等

(1) 循環型社会と低炭素社会の統合的実現

[36,144(40,146)]

○循環型社会形成推進交付金（公共事業・一般廃棄物分） 31,635(35,125)
※上段[]書は、他府省計上分を加えた額。

市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進するため、以下の制度の充実を図る。

- ① 低炭素社会実現に向けたエネルギー高効率熱回収施設整備事業の拡充
- ② 安心・安全な社会実現のための災害廃棄物ストックヤード整備事業の新設
- ③ リサイクル強化のための高効率マテリアルリサイクル推進施設整備事業の新設
- ④ 安定・効率的なし尿処理を促進するためのサテライトセンター整備事業の新設

○廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業（特別会計） 1,548(1,300)

廃棄物処理業者等が行う高効率な廃棄物エネルギー利用施設及び高効率なバイオマスエネルギー利用施設の整備事業について、廃棄物焼却炉に高効率熱回収設備を導入する事業への補助制度を新設する。

また、廃棄物収集・運搬車の低炭素化を図る事業への補助制度について、電動式塵芥収集車（パッカー装置の電動化）を対象に加えるとともに、地方公共団体だけでなく民間事業者へ対象を拡大する。

○廃棄物バイオマス利用推進事業 57(0)

バイオマス活用推進基本計画の目標を達成するために必要な技術や施策等のロードマップを作成するとともに、バイオマス利活用に係るコスト、温室効果ガス排出削減効果等の算定、ケーススタディを実施し、市町村に対して、最新の技術動向を踏まえた最適なバイオマス利活用技術を提示する。

○不法投棄等の支障除去等事業完了後の跡地等の有効活用モデル事業 200(0)

不法投棄等の支障除去等事業が完了した事案の跡地や最終処分場の跡地の利活用方策として、地球温暖化防止に資するエネルギー供給のインフラ整備等のモデルを提示し、これら跡地の利活用を進めるとともに、廃棄物の最終処分場の立地等の推進を図る。

○廃棄物処理の3R化・低炭素化改革支援事業 66(0)

ごみ処理有料化、処理の広域化、収集運搬の効率化、低公害車の導入、より大規模な熱回収といった一般廃棄物処理における3R・低炭素化等について、現状の把握、優良事例の抽出、課題の検討等を行い、次の段階へと進めるために必要な施策の検討を行うとともに、上記施策を踏まえた3つのガイドラインの改正、制度改正の必要性の検討を行う。

(2) 循環型社会の高度化に向けたビジョン・戦略の策定

○2030年循環型社会のグランドデザイン検討・実現事業 31(0)

循環型社会の構築に向けて今後必要となる具体的施策の検討、実施の基礎とするため、物質循環に係る環境及び経済社会状況等について調査分析を行い、2030年の循環型社会のグランドデザインを策定する。

○低炭素型「地域循環圏」整備推進事業 64(64)

第2次循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月閣議決定）に位置づけられた「地域循環圏」について、これまでの調査や検討成果を踏まえ、課題、評価の考え方及び推進施策等を盛り込んだ『地域循環圏の高度化・発展戦略』を策定する。

また、各地域で策定した地域計画を促進するため、革新性等を有する先進的な取組について、技術やシステムの高度化などモデル事業として支援する。

3. 安全・安心な廃棄物処理・リサイクルの推進

○特別管理廃棄物処理基準等設定費 39(11)

我が国における余剰水銀や水銀含有廃棄物について国内における現行の管理体制や処分方法等の技術に関する情報の整理を行うとともに、環境上適正な処分方法等についての検討を行う。

また、製造・使用段階で有害廃棄物を生じさせない製造工程やリサイクルしやすい製品設計など、有害廃棄物の発生抑制・管理方策についての調査・検討を行う。

○PCB廃棄物適正処理対策推進事業 100(107)

PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の保管等の情報を集約し、全国の保管等状況を適切に把握する。また、処理が困難なPCB廃棄物について、実態把握及び処理試験等を実施し、安全かつ確実な処理方策の検討等を行う。また、微量PCB汚染廃電気機器等及び微量のPCBを含む廃棄物について、処理実証試験の実施及び無害化処理認定に係る申請の審査

等を行い、その処理体制の整備等に必要な取組を推進する。

○クリアランス廃棄物管理システム整備費 21(18)

放射線障害防止法に基づき、クリアランス制度が導入されることとなったため、平成22年度に原子炉等規制法における情報管理システムをベースとした情報管理システムを新たに導入し、平成23年度より運用する。

また、地方環境事務所が立入検査する際の危機管理マニュアルを作成する。

○産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金 3,670(3,670)

不法投棄等の事案による生活環境保全上の支障の除去等の事業を行う都道府県等に対し、必要な経費を補助する。

4. 単独処理浄化槽の転換など浄化槽の更なる整備の推進

[10,969(12,040)]

○循環型社会形成推進交付金（公共事業・浄化槽分） 10,527(11,688)

※上段[]書は、他府省計上分を加えた額。

湖沼等公共用水域等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水対策を推進し良好な水環境や健全な水循環を確保するため、浄化槽整備に対する国の助成制度の一層の充実を図る。

- ① 単独処理浄化槽撤去費の助成対象の拡大
- ② 複数戸整備浄化槽の助成要件の緩和
- ③ 防災拠点浄化槽整備事業の実施
- ④ 浄化槽の集中的整備への支援（浄化槽集中整備事業、単独処理浄化槽転換促進事業）

○民間活用による新たな浄化槽整備・管理のあり方検討調査費 15(0)

今後の合併処理浄化槽の整備を推進する上で、財政に限られる中で効率的な浄化槽整備を進め、また、管理においても設置者のニーズ等を踏まえた柔軟な対応を図るため、民間活力を用いた新たな整備・管理手法の検討を行い、その結果を踏まえ官民が連携して浄化槽整備の促進・適正な管理に取り組んでいく。

○し尿処理システム国際普及推進事業費 18(20)

国連ミレニアム開発目標に掲げられた国際的な衛生問題の解決のため、官民連携による展開も視野に入れたし尿処理システムの現地技術化や技術移転の具体化、アジア太平洋地域の衛生分野の国際拠点として発足した日本サニテーションコンソーシアムの活用・支援等により、日本のし尿処理システムの普及に向けた一層の取組を展開する。

【参考】

廃棄物リサイクル対策関係予算（公共事業の他府省計上分を除く）

○公共事業

平成22年度当初予算額	59,134百万円	①
平成23年度概算要求額	53,220百万円	②
差引増△減額（②－①）	△5,914百万円	（90.0%）

○非公共（本省予算）

平成22年度当初予算額	7,888百万円	①
平成23年度概算要求・要望額	9,192百万円	②
（うち、特別要望枠	1,300百万円	）
差引増△減額（②－①）	1,304百万円	（116.5%）

○非公共（地方環境事務所予算）

平成22年度当初予算額	52百万円	①
平成23年度概算要求額	51百万円	②
差引増△減額（②－①）	△1百万円	（98.1%）

○エネルギー対策特別会計

平成22年度当初予算額	1,329百万円	①
平成23年度概算要求額	1,548百万円	②
差引増△減額（②－①）	219百万円	（116.5%）

○合計

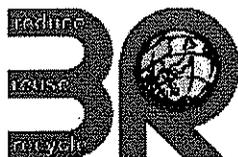
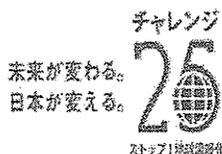
平成22年度当初予算額	68,403百万円	①
平成23年度概算要求・要望額	64,011百万円	②
差引増△減額（②－①）	△4,392百万円	（93.6%）

公共事業の内訳

（単位：百万円）

	平成22年度 予算額	平成23年度 概算要求・要望額	対前年度 差引増△減額	対前年度 比(%)
循環型社会形成推進交付金	(52,186)	(47,113)	(△5,073)	(90.3%)
	46,813	42,162	△4,651	90.1%
一般廃棄物処理施設	(40,146)	(36,144)	(△4,002)	(90.0%)
	35,125	31,635	△3,490	90.1%
浄化槽	(12,040)	(10,969)	(△1,071)	(91.1%)
	11,688	10,527	△1,161	90.1%
廃棄物処理施設整備費補助金	12,216	10,903	△1,313	89.3%
廃棄物処理センター等	5,816	1,503	△4,313	25.8%
PCB処理施設	6,400	9,400	3,000	146.9%
廃棄物処理施設災害復旧費補助金	0	50	50	-
調査費等	105	105	0	100.0%
合計	(64,507)	(58,171)	(△6,336)	(90.2%)
	59,134	53,220	△5,914	90.0%

※交付金の上段（ ）書きは他府省計上分を含んだ額。



平成23年度一般廃棄物関係概算要求の概要

平成22年8月30日

環境省廃棄物対策課

1. 循環型社会形成推進交付金（浄化槽分を除く）（公共事業）

35,125百万円 → 31,635百万円

市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村等の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的とする。

（平成23年度拡充内容）

- ① 低炭素社会実現に向けたエネルギー高効率熱回収施設整備事業
高効率熱回収（併せて発電を行う場合を含む）設備の導入により、高度な温暖化対策を推進する市町村等に対して、施設整備に必要な事業費の1/2を交付する。
- ② 安全・安心な社会実現のための災害廃棄物用ストックヤード整備事業
災害廃棄物を適正に分別・仮置きするための災害廃棄物用ストックヤードの整備を行う市町村等に対して、事業費の1/3を交付する。
- ③ リサイクル強化のための高効率マテリアルリサイクル推進施設整備事業
高度選別設備等の導入により、高効率なマテリアルリサイクルを推進する市町村等に対して、施設整備に必要な事業費の1/2を交付する。
- ④ 安定・効率的なし尿処理を促進するためのサテライトセンター整備事業
し尿処理のサテライトセンター（中継施設）を整備することにより、し尿の広域処理体制を構築し、運搬効率向上による低炭素社会等の実現を推進する市町村等に対して、施設整備に必要な事業費の1/3を交付する。

2. ① 廃棄物処理の3R化・低炭素化改革支援事業

0百万円 → 66百万円

一般廃棄物における3R・低炭素化等について、現状の把握、優良事例の抽出、課題の検討等を行い、市町村における廃棄物処理の更なる3R化・低炭素化を促進するための方策を検討し、制度改正、ガイドライン化、廃棄物処理施設整備計画等への反映を図る。

3. **新** 廃棄物系バイオマス利用推進事業

0百万円 → 57百万円

バイオマス推進基本法に基づくバイオマス活用推進基本計画において定められる予定のバイオマスの種類毎の利用率等の目標を達成するための具体的な方策について検討し、地域特性に応じた合理的かつ実現可能な廃棄物系バイオマスの大幅な利活用の促進を図る。

4. し尿・浄化槽汚泥からのリン回収・利活用推進事業

50百万円 → 45百万円

リン資源のリサイクル推進のため、既存のリン回収型し尿・浄化槽汚泥施設におけるケーススタディやパイロットプラントによる検証を行い、し尿・浄化槽汚泥からのリン回収に係る現状と課題を把握するとともに、効率的なリン回収・利活用システムの推進を図る。

5. 廃棄物処理施設における水銀等排出状況調査

8百万円 → 20百万円

国連環境計画（UNEP）では水銀の排出抑制や輸出入の規制をするための条約を2013年の調印を目指すことで合意しており、環境中への水銀の排出量を削減する取り組み及び水銀を含む廃棄物の処理対策の検討が必要である。全国の蛍光灯等の分別・処理状況を調査・整理し、有害物質の適正な管理の観点から、水銀廃棄物の分別収集のあり方やリサイクルシステムを検討する。

6. 廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業（エネ特会）

1,300百万円の内数 → 1,548百万円の内数

廃棄物処理業者等が行う高効率な廃棄物エネルギー利用施設及び高効率なバイオマス利用施設等の整備事業（新設、増設又は改造）について、これに伴う投資の増加費用に対して補助を行う（対象となる施設整備費全体の1/3又は1/2を限度）。

また、民間事業者又は地方公共団体が塵芥車、廃棄物運搬車、糞尿車等としてハイブリッド自動車、天然ガス自動車、電動式塵芥収集車等の低炭素自動車を導入（購入、リース）する際に通常車両との差額に対して補助を行う（補助率1/2）。

平成23年度概算要求事項別表

廃棄物対策課

事 項	平成22年度 予算額	平成23年度 概算要求額	対前年度 増△減額	対前年度 比 率
	千円	千円	千円	%
<公共事業>				
(項) 廃棄物処理施設整備費	43,271,768	35,168,400	△ 8,103,368	81.3
廃棄物処理施設整備事業調査費	43,400	43,400	0	100.0
廃棄物処理施設整備費補助	4,300,368	0	△ 4,300,368	0.0
循環型社会形成推進交付金	38,928,000	35,125,000	△ 3,803,000	90.2
<非公共事業>				
◆一般会計	415,903	424,561	8,658	102.1
(項) 廃棄物・リサイクル対策推進費	415,903	424,561	8,658	102.1
廃棄物対策等事務処理費	35,113	25,000	△ 10,113	71.2
廃棄物対策等事務費	35,113	25,000	△ 10,113	71.2
ダイオキシン削減対策総合推進費	11,605	5,000	△ 6,605	43.1
廃棄物処理等に係る情報提供経費	23,508	20,000	△ 3,508	85.1
廃棄物対策推進費	180,790	199,561	18,771	110.4
廃棄物処理施設における水銀等排出状況調査	8,201	20,000	11,799	243.9
海中ごみ等の陸上における処理システムの検討	17,633	11,411	△ 6,222	64.7
し尿・浄化槽汚泥からのリン回収・利活用推進事業	49,994	45,000	△ 4,994	90.0
廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業	104,962	0	△ 104,962	0.0
廃棄物系バイオマス利用推進事業	0	57,221	57,221	—
廃棄物処理の3R化・低炭素化改革支援事業	0	65,929	65,929	—
災害等廃棄物処理事業費補助金	200,000	200,000	0	100.0
◆エネルギー対策特別会計				
(項) エネルギー需給構造高度化対策費				
廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業 の内数	1,300,000 の内数	1,548,185 の内数	248,185	119.1

循環型社会形成推進交付金（浄化槽分を除く）〔公共〕

31,635百万円（35,125百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

1. 事業の概要

市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援することにより、循環型社会の形成を図ることを目的とする。

2. 事業計画

平成23年度より、以下の施設整備事業を新たに交付対象事業とし、循環型社会形成推進のための施設整備に対する支援の拡充を図る。

（1）低炭素社会実現に向けたエネルギー高効率熱回収施設整備事業

高効率熱回収（併せて発電を行う場合を含む）設備の導入により、高度な温暖化対策を推進する市町村等に対して、施設整備に必要な事業費の1/2を交付する。

（2）安全・安心な社会実現のための災害廃棄物用ストックヤード整備事業

災害廃棄物を適正に分別・仮置きするための災害廃棄物用ストックヤードの整備を行う市町村等に対して、事業費の1/3を交付する。

（3）リサイクル強化のための高効率マテリアルリサイクル推進施設整備事業

高度ソーティング設備等の導入により、高効率なマテリアルリサイクルを推進する市町村等に対して、施設整備に必要な事業費の1/2を交付する。

（4）安定・効率的なし尿処理を促進するためのサテライトセンター整備事業

し尿処理のサテライトセンター（中継施設）を整備することにより、し尿の広域処理体制を構築し、運搬効率向上による低炭素社会等の実現を推進する市町村等に対して、施設整備に必要な事業費の1/3を交付する。

3. 施策の効果

市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備が推進されることにより、地域における循環型社会の形成推進が図られる。

低炭素社会実現に向けた 高効率熱回収施設整備事業

一 循環型社会形成推進交付金のメニューの拡充

国際的な資源制約、資源・エネルギー小国である我が国では、国内純資源ともいえる廃棄物エネルギーの徹底利用を促進するための戦略的な施設整備が必要

熱回収 (熱回収とともに発電を行う場合も含む)

◆ 新規要求内容

**高効率熱回収施設整備の支援策の拡充
交付率を 1/3 を 1/2 に嵩上げ**

- ◇ 熱利用用途例
- ・ 地域冷暖房
 - ・ マンション、ショッピングセンター、ケアハウス等へのエネルギー供給

ごみ発電

(H21年度拡充支援策を導入済)

高効率ごみ発電施設の場合
交付率の嵩上げ
1/3 を 1/2

地域ニーズに応じた廃棄物エネルギーの高効率利用を促進
→ 低炭素社会の実現

安全・安心な社会実現のための災害廃棄物用ストックヤード整備事業

一 循環型社会形成推進交付金のメニューの拡充

1. 背景と課題

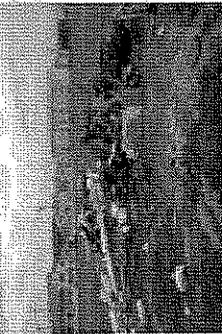
○災害時には、直ちに破砕・選別、焼却等の処理を行うことが困難なため、処理できる状態になるまで災害廃棄物を分別し、一時的に仮置きする必要がある。

○災害廃棄物が放置されると腐敗、飛散、流出等による生活環境上の支障等が懸念されることから、廃棄物処理施設整備計画（平成20年3月閣議決定）において、災害廃棄物用ストックヤードの整備を推進しているところ。

○しかしながら、市町村が災害廃棄物用ストックヤードとして想定しているものは、殆どが公園、空き地、河川敷等であり、災害廃棄物による汚水の流出や地下浸透の防止等、生活環境上の支障を防止できる構造は少ない。



分別不十分な災害廃棄物



降雨により汚水が発生

2. 要求内容

循環型社会形成推進交付金のメニューの中に災害廃棄物を適正に分別・仮置きするための「災害廃棄物用ストックヤードの整備事業」を追加。

- ①事業実施主体 : 市町村（一部事務組合も含む）
- ②事業内容 : 災害廃棄物用ストックヤード整備
- ③交付率 : 1/3（沖縄1/2）

市町村における災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

リサイクル強化のための 高効率マテリアルリサイクル推進施設整備事業

— 循環型社会形成推進交付金のメニューの拡充 —

【我が国のリサイクルの状況】

- 国際的資源制約が進展しており、資源小国の我が国ではリサイクル促進が重要。
- 一方で、我が国のリサイクル率は、約20%と、近年頭打ちの状態。
- ➡ 目標（平成24年度に25%・平成20年3月閣議決定）達成に向けた取組強化が必要。

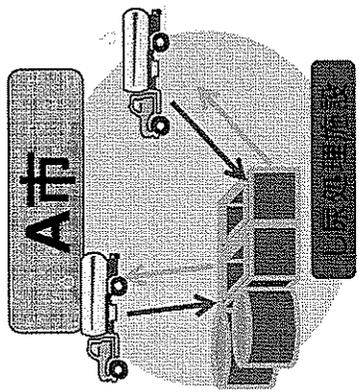
整備する施設・設備の例

- ・ 自動色選別機
→ 光の吸収の差により、透明びん・茶色びん等を効率的に選別
- ・ プラスチック材質選別機
→ X線・赤外線などにより、プラスチックを材質別（PP,PE,PS,PET等）に選別
- ・ 磁力選別機・渦電流選別機
→ 磁力や電磁誘導の原理を利用した渦電流の選別機により、鉄、アルミニウム、亜鉛、銅などの非鉄金属等を選別

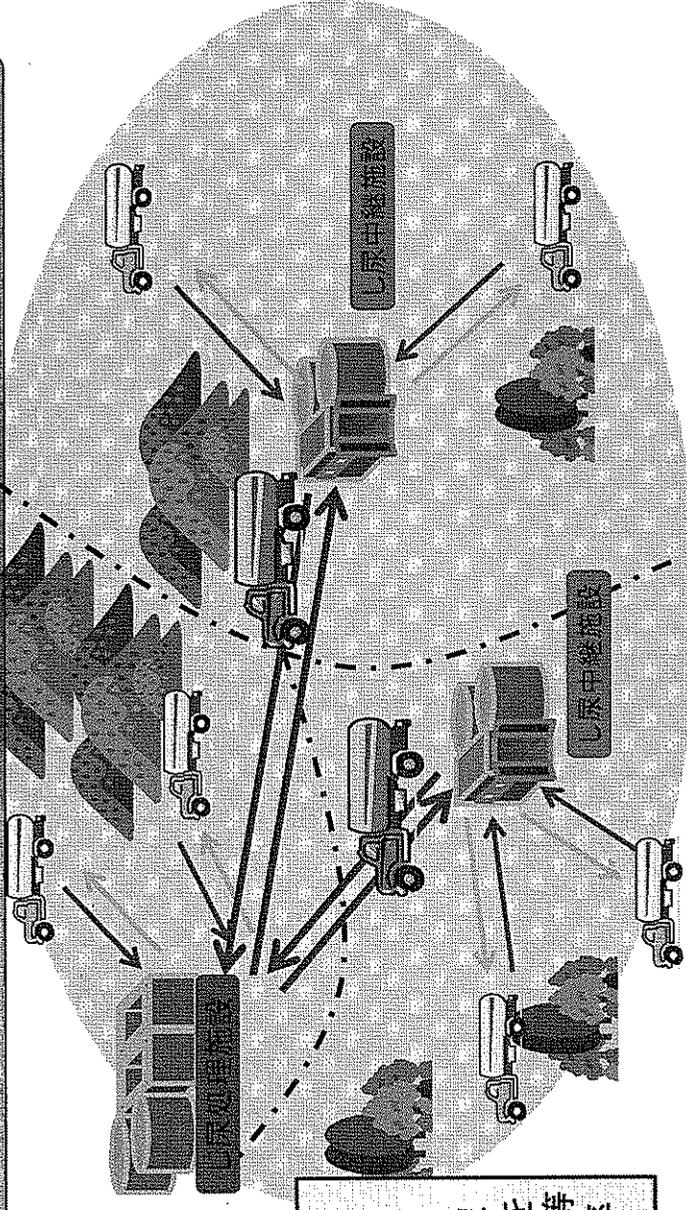
高品質のリサイクル原料化・製品化により、マテリアルリサイクルを推進

安定・効率的なし尿処理を促進するためのサテライトセンター整備事業

— 循環型社会形成推進交付金のメニューの拡充 —



広域化による共同処理(A市, +B町 + C村)



し尿中継施設(サテライトセンター) 交付率1/3

し尿・浄化槽汚泥処理の広域化に伴い、し尿処理施設・汚泥再生処理センターへの輸送を効率よく行うため、小型・中型収集車のし尿等をいったん貯留等して大型車に積替え、効率的に運搬する。

導入効果

効率的なし尿等の処理

し尿処理の広域化を図ることができ、施設を集約することで一定規模以上の施設で効率的な処理が行える。また、施設を集約に伴い、し尿等をバイオマス資源として有効利用することがより効率的になる。

CO₂の削減、交通渋滞緩和

広域処理が進むと、収集車がそのまま遠方の処理施設まで運搬するのはかえって非効率となる。大型車に積み替えることで、総合的な輸送量・輸送面における効率化を図ることができる。

トータルコストの削減

複数の施設を集約することで公共事業費(建設)・維持管理費を削減できる。一方、収集範囲が広がると運搬費が高まるが、中継施設の活用により費用が抑制され、総合的な費用としては経済性を実現。

(新) 廃棄物処理の3R化・低炭素化改革支援事業

66百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

1. 事業の概要

これまで、廃掃法基本方針に基づく3つのガイドライン(有料化手引き、会計基準及び廃棄物処理システム指針)の策定や高効率発電の交付金メニューの追加等により一般廃棄物処理の高度化を図ってきた。

しかし、粗大ごみを除く生活系ごみを有料化している市町村数は6割程度、人口比では4割程度であり、熱回収についても欧米諸国と比べて小規模施設が多く効率が低い。

2020年に温室効果ガス25%削減という目標を達成するためにはあらゆる分野において削減努力が必要であり、廃棄物・リサイクル分野においても更なる高度化により廃棄物の減量、再生利用、温室効果ガス排出削減等を推進することが必要である。

これらのことから、ごみ処理有料化、処理の広域化、収集運搬の効率化、低公害車の導入、より大規模な熱回収といった一般廃棄物処理における3R・低炭素化等について、現状の把握、優良事例の抽出、課題の検討等を行い、次の段階へと進めるために必要な施策の検討を行うとともに、上記施策を踏まえた3つのガイドラインの改正、制度改正の必要性の検討を行う。

2. 事業計画

(1) 平成23年度

一般廃棄物処理における更なる3R化・低炭素化への方策検討

(2) 平成24年度

3つのガイドラインの改正、一般廃棄物処理における3R化・低炭素化方策の取りまとめ

3. 施策の効果

市町村における廃棄物処理の更なる3R化・低炭素化を促進するための方策を検討し、制度改正、ガイドライン化、施設整備計画等への反映を図ることで、廃棄物・リサイクル分野において更に市町村の取組を高度化させ、廃棄物の減量、再生利用、温室効果ガス排出削減等を推進する。

廃棄物処理の3R化・低炭素化改革支援事業

3つのガイドライン（平成19年6月策定）

一般廃棄物会計基準

- ・コスト分析の標準的手法を示し、社会経済的に効率的な事業となることを支援

一般廃棄物処理有料化の手引き

- ・有料化の進め方を示し、経済的インセンティブを活用したごみ減量、リサイクルを支援

一般廃棄物処理システムの指針

- ・標準的な分別収集区分
- ・再資源化・処理の考え方
- ・処理システムの評価手法 等を示し、処理の必要性の明確化等を支援

課題

- 一般廃棄物会計基準を導入している市町村は少数
- 生活系ごみ（粗大ごみ除く）を有料化している市町村数は6割程度（人口比で4割程度）
- 熱回収の推進等更なる温暖化対策が必要

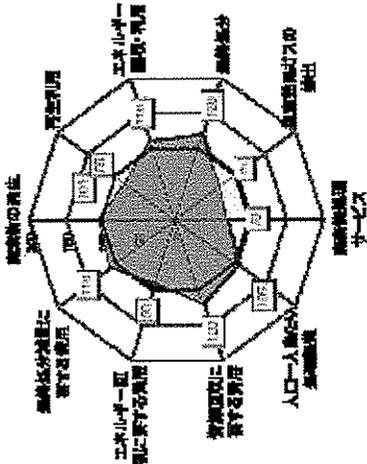
廃棄物処理の更なる高度化に向けて

優良事例の共有・課題の抽出

事例調査の例

- ・有料化の導入事例とごみ減量効果
- ・低公害車の導入事例
- ・大規模な熱回収の導入事例
- ・廃棄物処理コストの見える化の例
- ・システムの評価事例（左図参照）

⇒優良事例の共有による取組の底上げ、課題の抽出



3つのガイドラインの充実・強化

- ・市町村の活用状況を踏まえた3つのガイドラインの充実・強化
- ・会計基準に基づく財務書類作成支援ツール等の改良
- ・制度改正や各種計画への反映を検討

(新) 廃棄物系バイオマス利用推進事業費

57百万円 (0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

1. 事業の概要

廃棄物・リサイクル行政の目的は、これまでの生活環境の保全及び公衆衛生の向上を前提としつつ、循環型社会の形成へと変遷しており、さらに地球温暖化対策に資することが求められている。

平成18年3月に見直された「バイオマス・ニッポン総合戦略」や平成19年6月に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」等においても廃棄物系バイオマスの利活用を推進することとされている。また、平成21年6月には「バイオマス利用推進基本法」が成立し、同法に基づく基本計画が検討されているところである。同計画の中でバイオマスの種類ごとの目標値を定めることとされており、今後、目標の達成に向けて廃棄物系バイオマスについてより一層の利用を進める必要がある。

本事業では、バイオマス推進基本法に基づくバイオマス活用推進基本計画において、バイオマスの種類毎の利用率等の目標が定められる予定であるため、これらの目標を達成するために必要な技術や施策等のロードマップを作成するとともに、環境負荷(CO2、排水処理、悪臭、残さ最終処分量等)、資源の有効利用、経済性等の観点から、バイオマス利活用に係るコスト、温室効果ガス排出削減効果等の算定、ケーススタディを実施し、市町村に対して最新の技術動向を踏まえて、最適なバイオマス利活用技術を提示する。

2. 事業計画

(1) 平成23年度

バイオマス利活用に関する技術情報の収集・整理、目標達成に必要な施策の抽出

(2) 平成24年度

ロードマップの作成、廃棄物系バイオマスの具体的かつ実践的な再生利用手法の提示

3. 施策の効果

バイオマスの種類毎に、バイオマス活用推進基本計画に定められる予定の目標を達成するための具体的な方策について検討を行うとともに、地域特性に応じた合理的かつ実現可能な廃棄物系バイオマスの大幅な利活用の促進を図ることで、廃棄物系バイオマスについてより一層の利用を進める。

廃棄物系バイオマス利用推進事業

◆背景◆

- ・循環型社会及び低炭素社会の実現のために、廃棄物系バイオマスの利用が重要。
- ・平成21年6月にバイオマス活用推進法が成立。現在、同法に基づくバイオマス推進計画の策定に向け関係省庁で検討中。
- ・同計画では、バイオマス種類毎の利用率等の目標が定められる予定である。

(食品廃棄物の利用率は27%、そのうち、家庭系の食品廃棄物の利用率は約8%。)

◆事業内容◆

1. バイオマス活用推進基本計画の目標達成に向けたロードマップの作成

廃棄物分野において必要な技術や施策及びこれらの導入時期の見込み等を示したロードマップを作成し、具体的な対策を進めていく必要がある。

2. 最適なバイオマス活用システムの提示

最新の技術知見を踏まえ、市町村の規模・地域性に合った最適なバイオマス利用のあり方を提示し、各市町村における取組を加速させる。

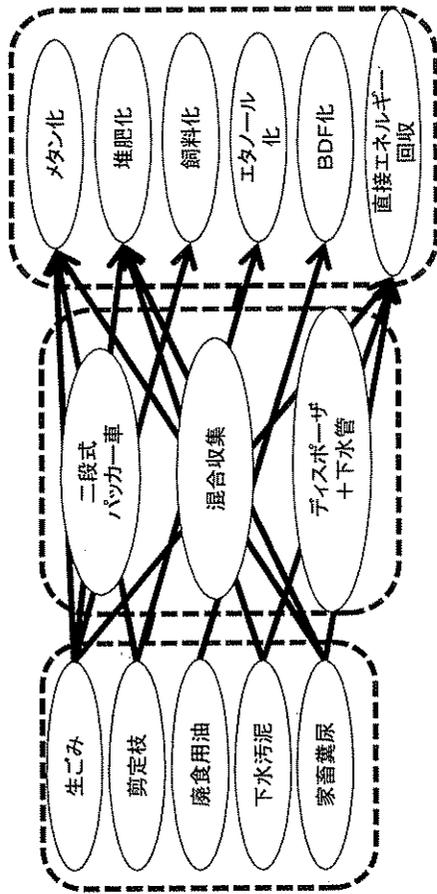


図. バイオマスの利活用オプションの例

表. 食品廃棄物の発生及び処理状況(19年度)

(単位: 万t)

	発生量	焼却・埋立処分量	処分量			
			肥料化	再生利用量	その他	計
一般廃棄物	1,642	1,371				271
うち家庭系	1,119	1,055				64
うち事業系	522	316	109	56	41	207
産業廃棄物	307	43	108	132	24	264
合計	1,948	1,414				535

地域特性に応じた合理的かつ
実現可能な廃棄物系バイオマス
の大幅な利活用の促進を図る

し尿・浄化槽汚泥からのリン回収・利活用推進事業

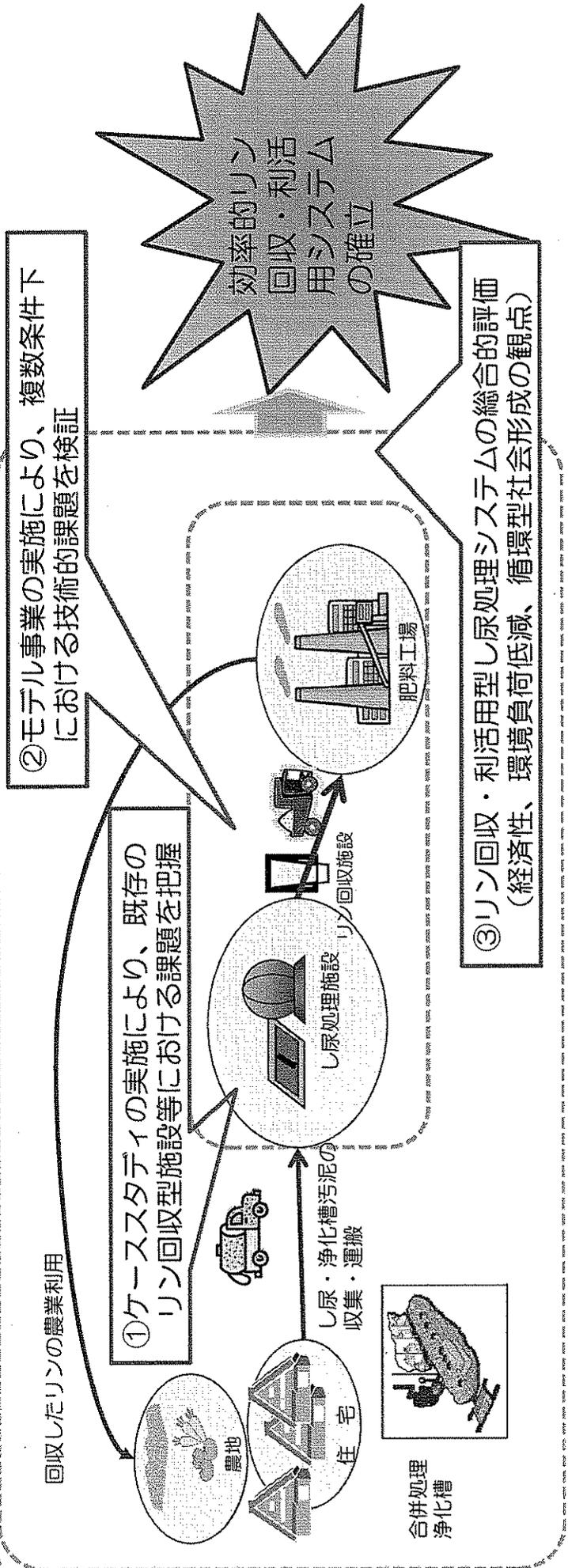
【し尿・浄化槽汚泥からのリン回収の現状と課題】

- ・し尿や浄化槽汚泥からのリン回収はHAP法やMAP法により、技術的に可能であり、さらにし尿処理施設からのリン回収は閉鎖性水域の富栄養化防止等の観点からの要請も強い。
- ・しかしながら、し尿中のリン濃度は比較的高いが、1施設当たりで回収可能なリンの絶対量は小さく、回収や物流にコストがかかるため事業として成立しないなど、導入する機運に乏しい。
- ・し尿・浄化槽汚泥からのリン回収・利活用については、処理の広域化や安定的な受入先の確保など、様々な施策をあわせて実施しない限り、困難な状況にある。

【資源としてのリンの現状と課題】

- ・我が国では、リンは肥料や食品、金属加工等に利用されているが、ほぼ全量を海外に依存。
 - ・リン鉱石は米国、中国、モロッコ等の小数の国に偏在、かつ米国、中国が輸出規制措置を実施。
 - ・こうした中、国際市場におけるリンの価格は高騰。
 - ・資源安全保障の観点から、リンのリサイクルの必要性について、産官学が連携して取り組むべきとの議論が高まっている。
- 【リンの価格の動向】
約18,000円 (H19.12) ⇒ 約49,000円 (H20.11)

し尿・浄化槽汚泥からのリン回収・利活用推進事業の実施



廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業

1, 548百万円 (1, 300百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
廃棄物対策課

1. 事業の概要

廃棄物処理業者等が行う高効率な廃棄物エネルギー利用施設及び高効率なバイオマスエネルギー利用施設の整備事業について補助を行うものである。平成23年度からは、廃棄物処理法改正（平成22年6月）により熱回収施設設置者認定制度が創設されたことを受けて、廃棄物焼却炉に高効率熱回収設備を導入する事業への補助制度を新設する。また、廃棄物収集・運搬車の低炭素化を図る事業への補助制度について、電動式塵芥収集車（パッカー装置の電動化）を対象に加えるとともに、地方公共団体だけでなく民間事業者へ対象を拡充する。

2. 事業計画

○民間事業者（一定以上のエネルギー利用効率を有する以下の施設等）

- | | |
|--------------------|-------------|
| ①廃棄物熱回収 | ⑥廃棄物燃料製造 |
| ② <u>廃棄物高効率熱回収</u> | ⑦バイオマス燃料製造 |
| ③バイオマス発電 | ⑧ごみ発電ネットワーク |
| ④バイオマス熱供給 | ⑨熱輸送システム |
| ⑤バイオマスコージェネレーション | |

○民間事業者又は地方公共団体

⑩低炭素自動車導入 (下線は、新規要求)

- ①、③～⑦：熱回収又は燃料製造にともない追加的に生じる施設整備費
(ただし、補助対象となる施設整備費の1/3を限度)
- ②：高効率熱回収にともない追加的に生じる施設整備費
(ただし、補助対象となる施設整備費の1/2を限度)
- ⑧、⑨：補助対象となる施設整備費の1/2
- ⑩：塵芥車、廃棄物運搬車等として低炭素自動車を導入する事業（購入、リース）
について、通常車両との差額の1/2

3. 施策の効果

高効率な熱回収の促進等により、廃棄物エネルギーのさらなる利用拡大が進むとともに、廃棄物・リサイクル分野の温室効果ガス排出量が削減され、循環型社会と低炭素社会の統合的実現が推進される。

廃棄物処理エネルギー導入・低炭素化促進事業

概要

- 廃棄物処理業者等が行う高効率な廃棄物エネルギー利用施設及びバイオマスエネルギー利用施設の整備事業について補助。
- 廃棄物処理法改正(平成22年6月)により熱回収施設設置者認定制度が創設されたことを受けて、廃棄物焼却炉に高効率熱回収設備を導入する事業への補助制度を新設。
- 廃棄物収集・運搬車の低炭素化を図る事業への補助制度について、電動式塵芥収集車(パツカ一装置の電動化)を対象に加えるとともに、地方公共団体だけでなく民間事業者へ対象を拡充。

対象事業

○民間事業者

- ① 廃棄物熱回収
- ② 廃棄物高効率熱回収
- ③ バイオマス発電
- ④ バイオマス熱供給
- ⑤ バイオマスコージェネレーション
- ⑥ 廃棄物燃料製造
- ⑦ バイオマス燃料製造
- ⑧ ごみ発電ネットワーク
- ⑨ 熱輸送システム

- (①、③～⑦) 熱回収又は燃料製造にともない追加的に生じる施設整備費(ただし、補助対象となる施設整備費の1/3を限度)
- ② 高効率熱回収にともない追加的に生じる施設整備費(ただし、補助対象となる施設整備費の1/2を限度)
- ⑧、⑨ 補助対象となる施設整備費の1/2

(下線部は、新規要求)

○民間事業者 又は地方公共団体

- ⑩ 低炭素自動車導入

- ⑩ 塵芥車、廃棄物運搬車等として低炭素自動車を導入する事業(購入、リース) について、通常車両との差額の1/2

循環型社会と低炭素社会の統合的実現